

厚生労働省
国土交通省
環境省
告示第一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき、物質を定める告示

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。

物質	含有率（質量パーセント）
石綿	〇・一パーセント以下
オゾン層を破壊する物質であつて別表に掲げるもの	—
ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇五パーセント未満
被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止するために使用される有機スズ化合物（塗料が十分に乾燥した状態において、スズの含有率が質量で〇・二五パーセントを超えるものに限る。）	—
カドミウム及びその化合物	〇・〇一パーセント以下
六価クロム及びその化合物	〇・一パーセント以下
鉛及びその化合物	〇・一パーセント以下

水銀及びその化合物	○・一パーセント以下
ポリプロモビフェニル	○・○○五パーセント以下
ポリプロモジフェニルエーテル	○・一パーセント以下
ポリ塩化ナフタレン（塩素数が四以上のものに限る。）	○・○○五パーセント以下
放射性物質	—
塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	一パーセント以下

別表

- 一 トリクロロフルオロメタン（別名CFC—11）
- 二 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC—12）
- 三 トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC—113）
- 四 ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC—114）
- 五 クロロペンタフルオロエタン（別名CFC—115）
- 六 ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン—121）
- 七 ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン—123）
- 八 ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン—124）
- 九 クロロトリフルオロメタン（別名CFC—113）
- 十 ペンタクロロフルオロエタン（別名CFC—115）
- 十一 テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC—114）
- 十二 ヘプタクロロフルオロプロパン（別名CFC—121）
- 十三 ヘキサクロロジフルオロプロパン（別名CFC—122）
- 十四 ペンタクロロトリフルオロプロパン（別名CFC—123）
- 十五 テトラクロロテトラフルオロプロパン（別名CFC—124）
- 十六 トリクロロペンタフルオロプロパン（別名CFC—125）
- 十七 ジクロロヘキサフルオロプロパン（別名CFC—126）
- 十八 クロロヘプタフルオロプロパン（別名CFC—127）
- 十九 四塩化炭素
- 二十 一・一・一トリクロロエタン
- 二十一 ジクロロフルオロメタン（別名HCFC—112）
- 二十二 クロロジフルオロメタン（別名HCFC—113）
- 二十三 クロロフルオロメタン（別名HCFC—114）
- 二十四 テトラクロロフルオロエタン（別名HCFC—112）
- 二十五 トリクロロジフルオロエタン（別名HCFC—113）
- 二十六 ジクロロトリフルオロエタン（別名HCFC—114）
- 二十七 クロロテトラフルオロエタン（別名HCFC—115）
- 二十八 トリクロロフルオロエタン（別名HCFC—113）
- 二十九 ジクロロジフルオロエタン（別名HCFC—114）
- 三十 クロロトリフルオロエタン（別名HCFC—115）

- 三十一 ジクロロフルオロエタン（別名HCFC—114）
- 三十二 クロロジフルオロエタン（別名HCFC—112）
- 三十三 クロロフルオロエタン（別名HCFC—115）
- 三十四 ヘキサクロロフルオロプロパン（別名HCFC—121）
- 三十五 ペンタクロロジフルオロプロパン（別名HCFC—122）
- 三十六 テトラクロロトリフルオロプロパン（別名HCFC—123）
- 三十七 トリクロロテトラフルオロプロパン（別名HCFC—124）
- 三十八 ジクロロペンタフルオロプロパン（別名HCFC—125）
- 三十九 クロロヘキサフルオロプロパン（別名HCFC—126）
- 四十 ペンタクロロフルオロプロパン（別名HCFC—123）
- 四十一 テトラクロロジフルオロプロパン（別名HCFC—124）
- 四十二 トリクロロトリフルオロプロパン（別名HCFC—125）
- 四十三 ジクロロテトラフルオロプロパン（別名HCFC—126）
- 四十四 クロロペンタフルオロプロパン（別名HCFC—127）
- 四十五 テトラクロロフルオロプロパン（別名HCFC—124）
- 四十六 トリクロロジフルオロプロパン（別名HCFC—125）
- 四十七 ジクロロトリフルオロプロパン（別名HCFC—126）
- 四十八 クロロテトラフルオロプロパン（別名HCFC—127）
- 四十九 トリクロロフルオロプロパン（別名HCFC—124）
- 五十 ジクロロジフルオロプロパン（別名HCFC—125）
- 五十一 クロロトリフルオロプロパン（別名HCFC—126）
- 五十二 ジクロロフルオロプロパン（別名HCFC—127）
- 五十三 クロロジフルオロプロパン（別名HCFC—124）
- 五十四 クロロフルオロプロパン（別名HCFC—125）
- 五十五 ジブロモフルオロメタン
- 五十六 ブロモジフルオロメタン（別名HBFC—121）
- 五十七 ブロモフルオロメタン
- 五十八 テトラブロモフルオロエタン
- 五十九 トリブロモジフルオロエタン
- 六十 ジブロモトリフルオロエタン
- 六十一 ブロモテトラフルオロエタン
- 六十二 トリブロモフルオロエタン
- 六十三 ジブロモジフルオロエタン
- 六十四 ブロモトリフルオロエタン
- 六十五 ジブロモフルオロエタン
- 六十六 ブロモジフルオロエタン
- 六十七 ブロモフルオロエタン
- 六十八 ヘキサブロモフルオロプロパン
- 六十九 ペンタブロモジフルオロプロパン
- 七十 テトラブロモトリフルオロプロパン
- 七十一 トリブロモテトラフルオロプロパン
- 七十二 ジブロモペンタフルオロプロパン

七十三 プロモヘキサフルオロプロパン
 七十四 ペンタプロモフルオロプロパン
 七十五 テトラプロモジフルオロプロパン
 七十六 トリプロモトリフルオロプロパン
 七十七 ジプロモテトラフルオロプロパン
 七十八 プロモペンタフルオロプロパン
 七十九 テトラプロモフルオロプロパン
 八十 トリプロモジフルオロプロパン
 八十一 ジプロモトリフルオロプロパン
 八十二 プロモテトラフルオロプロパン

八十三 トリプロモフルオロプロパン
 八十四 ジプロモジフルオロプロパン
 八十五 プロモトリフルオロプロパン
 八十六 ジプロモフルオロプロパン
 八十七 プロモジフルオロプロパン
 八十八 プロモフルオロプロパン
 八十九 プロモクロロメタン
 九十 臭化メチル

附則

この告示は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。